

特別警報・危険警報・暴風警報発表時の授業及び

定期考査の対応について（改定）

■京都府南部、山城中部、山城南部のいずれかの地域において、

- ①特別警報・危険警報 ②特別警報・危険警報から切り替わったいずれかの警報 ③暴風警報
④暴風雪警報

のいずれかが発表されている場合。

授 業	午前 6 時 30 分現在	自宅待機とする
定期考査	午前 6 時 30 分現在又はそれ以降	臨時休業とする ※実施できなかった考査については、考査最終日の翌授業日を新たな考査日として実施

■京都府南部、山城中部、山城南部のいずれかの地域において、

- ①特別警報・危険警報 ②特別警報・危険警報から切り替わったいずれかの警報 ③暴風警報
④暴風雪警報

午前 7 時 30 分までにすべて解除されたとき	9 時 45 分より始業
午前 8 時 30 分までにすべて解除されたとき	10 時 45 分より始業
午前 10 時までにすべて解除されたとき	午後 1 時 20 分より S H R を持ち、その後、午後の授業を行う

■午前 10 時現在も引き続き京都府南部、山城中部、山城南部のいずれかの地域において、

- ①特別警報・危険警報 ②特別警報・危険警報から切り替わったいずれかの警報 ③暴風警報
④暴風雪警報 のいずれかが発表されている場合

臨時休業とする ※ただし、この場合はできるだけ早く回復措置を講じる

なお、生徒が在校中に特別警報・危険警報・暴風警報または暴風雪警報が発表された場合は、関係機関と協議のうえ、校長が措置を決定する。

※令和 8 年 5 月 29 日（金）より新たな防災気象情報が運用され、警戒レベル 4 相当「危険警報」が新設されました。